

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア. 自然公園区域

調査範囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園は存在しない。また、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は存在しない。

イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は存在しない。「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定状況は、図3-41に示すとおりであり、調査範囲には「県民の森」と「加瀬沼」がある。

ウ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図3-42に示すとおりである。計画地は、鳥獣保護区「仙台」に指定されている。

エ. 風致地区

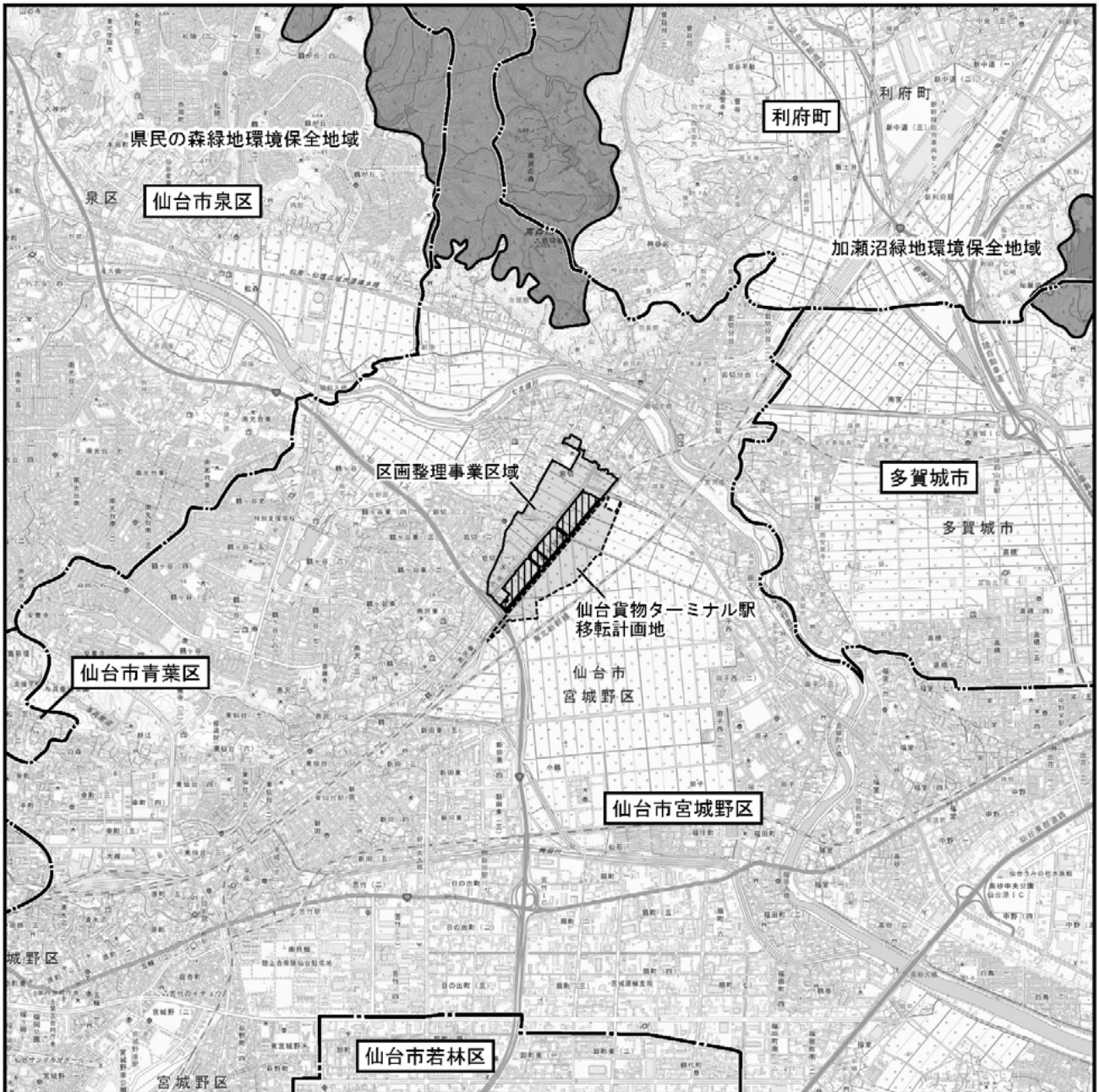
「都市計画法」に基づく風致地区の指定状況は、図3-43に示すとおりであり、調査範囲では「安養寺」が指定されている。

オ. 特別緑地保全地区及び緑化重点地区



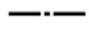

「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の指定状況は、図3-43に示すとおりであり、調査範囲では「燕沢三丁目」が指定されている。なお、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区は存在しない。

カ. 保安林

「森林法」に基づく保安林の指定状況は、図3-44に示すとおりであり、計画地の北側約3kmに水源かん養保安林、北側約1.5kmに干害防備保安林、西側約3kmに保健保安林が存在する。



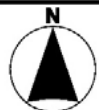
凡 例

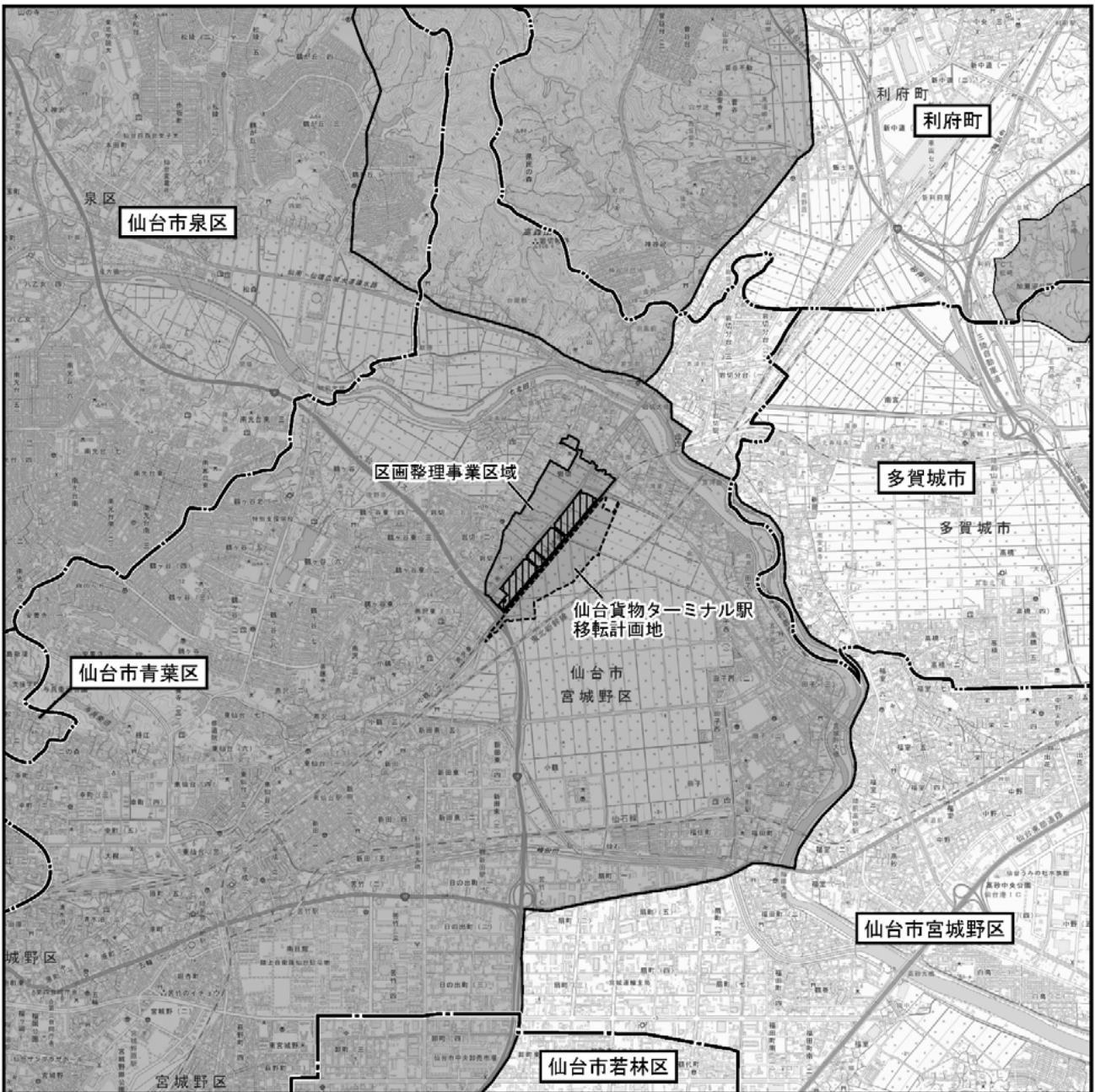
-  計画地
-  市町界
-  区 界
-  緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」(令和5年8月閲覧、宮城県)


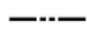


図3-41 緑地環境保全地域の指定状況

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0km





凡 例

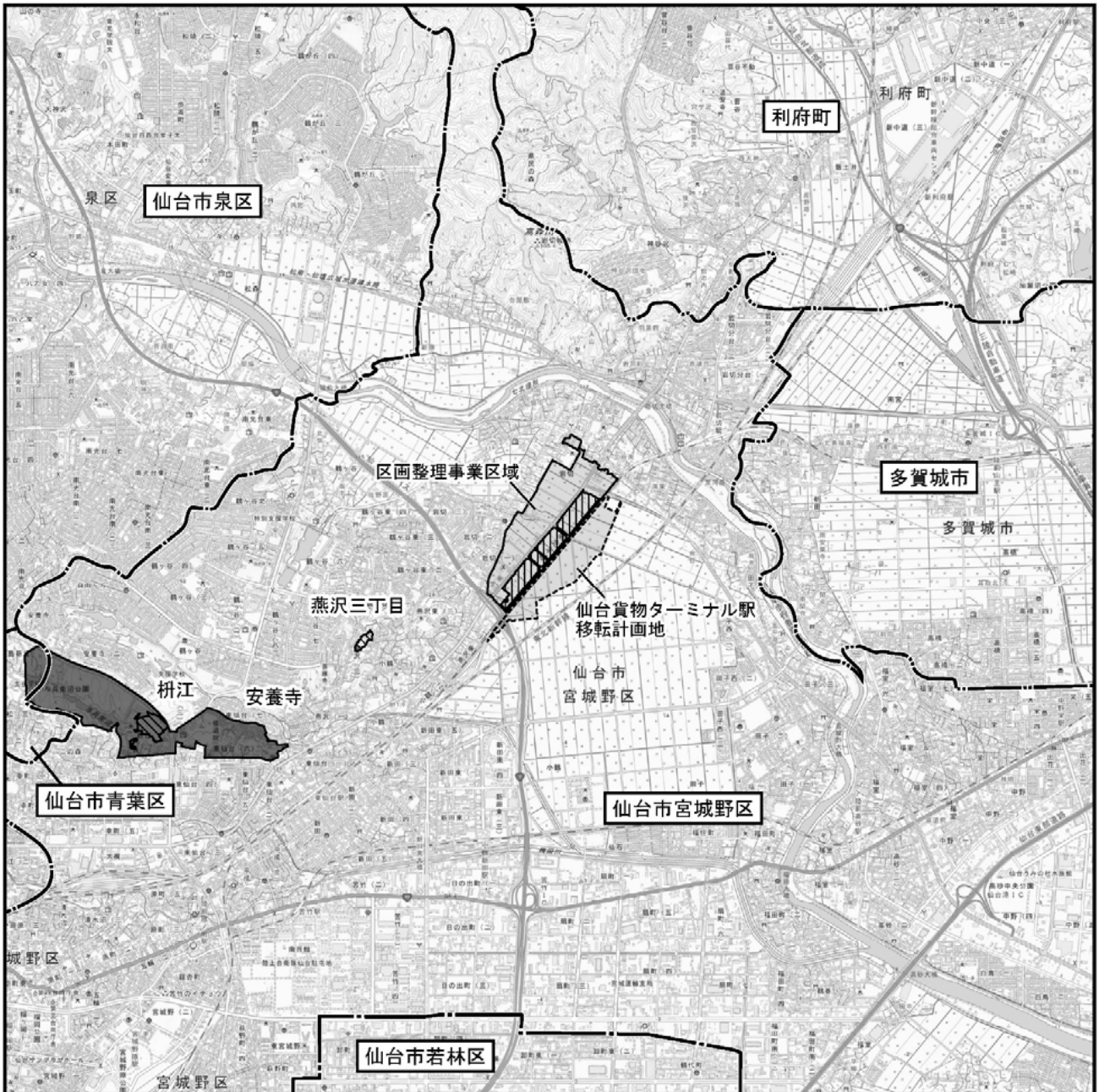
-  計画地
-  市町界
-  区 界
-  鳥獣保護区

出典：「令和4年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（令和5年8月閲覧、宮城県）


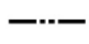
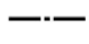


図3-42 鳥獣保護区の指定状況

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0km



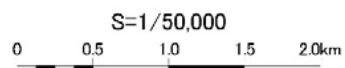


凡 例

-  計画地
-  市町界
-  区 界
-  風致地区
-  特別緑地保全地区



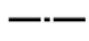

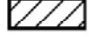

出典：「都市交通調査・都市計画調査：令和4年都市計画現況調査(16)風致地区」(令和5年8月閲覧、国土交通省)
「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(令和5年8月閲覧、仙台市)
「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」(令和3年6月1日現在、仙台市)

図3-43 風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況





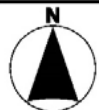
凡 例

-  計画地
-  市町界
-  区 界
-  水源かん養保安林
-  干害防備保安林
-  保健保安林

出典：「宮城県森林情報システム」(令和5年8月閲覧、宮城県宮城県水産林政部ホームページ)
「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(令和3年3月、仙台市)

図3-44 保安林の指定状況

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0km



キ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年6月23日、仙台市条例第47号）に基づく「保存樹木」及び「保存緑地」、「多賀城市樹木の保存に関する要綱」（昭和60年11月16日、告示第40号）に基づく「保存樹木」の指定状況は、表3-94～95及び図3-45に示すとおりである。

なお、調査範囲において「保存樹林」は存在せず、「利府町文化財保護条例」に基づく「保存樹木」は存在しない。

計画地内には、「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」は存在しない。

表3-94 保存樹木

No.	所在地	呼称	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
1	仙台市宮城野区	銀杏町のいちよう	イチョウ	1,200	32.0	7.9
2		稲船神社のもみじ	モミジ	200	18.0	2.7
3		大山祇神社のいちよう	イチョウ	250	26.0	3.9
4		西光寺のあらかし	アラカシ	350	6.5	2.1
5		西光寺のぎんもくせい	ギンモクセイ	350	5.8	株立
6		西光寺の杉	スギ	350	14.0	2.5
7		栄のぎよりゆう	ギョリュウ	130	4.0	1.9
8		志賀神社のいちい	イチイ	600	16.5	株立
9		千手観音堂のいちよう	イチョウ	200	24.6	3.3
10		榴岡公園のさいかち	サイカチ	200	15.5	4.6
11		榴岡公園のしだれざくら	シダレザクラ	280	20.0	2.5
12		福田町の黒松	クロマツ	350	5.8	1.3
13		宮城野中学校の朝鮮松	チョウセンゴヨウマツ	67	14.5	1.5
14		宮城野八幡神社のけやき	ケヤキ	200	33.0	4.0
15		善應寺のきんもくせい	キンモクセイ	260	7.8	1.2
16		善應寺のしらかし	シラカシ	250	13.0	3.2
17	多賀城市	新田のひいらぎ	ヒイラギ	220	8.2	1.34
18		貴船神社の榎の木	ウラジロガシ	470	30.0	3.20
19		五輪屋敷の椿群	ツバキ	420	6.0	1.25

注) No.は、図3-45に対応する。

出典：「杜の都の名木・古木」（令和5年8月閲覧、仙台市ホームページ）

「保存樹木」（令和3年7月20日、多賀城市ホームページ）

表3-95 保存緑地

No.	所在地	名称	面積(ha)
A	仙台市宮城野区	善応寺	2.93
B		西山	1.65
C		安養寺	4.48
D		木皿山	5.76
E		案内沢北	0.81
F		大拙庵	0.44
G		ラ・サールホーム	0.35
H	仙台市青葉区	奥津森	0.51
I		与兵衛沼	24.89

注) No.は、図3-45に対応する。

出典：「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」（令和3年6月1日現在、仙台市）

2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3-96に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年3月、仙台市）では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm（環境基準のゾーンの下限值）以下であること」を目標としている。

表3-96 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）（最終改正：平成8年10月25日環境庁告示73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）（最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境庁告示33号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）（最終改正：平成30年11月19日 環境庁告示100号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示68号）

(イ) 排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類（一般粉じん、特定粉じん、ばい煙）ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められている。

イ. 騒音

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3-97～99に示すとおりである。また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は、図3-46に示すとおりである。

現在の計画地は、工業専用地域のため指定地域に該当しないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、指定地域に該当する可能性がある。

表3-97 騒音に係る環境基準（一般の地域）

単位：dB

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

注) 地域の類型は、表3-100参照。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3-98 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注) 地域の類型は、表3-100参照。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3-99 幹線交通を担う道路に近接する空間^{1,2}の環境基準

単位：dB

基準値 (L_{Aeq})	
昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
70以下	65以下

備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

※1 「幹線交通を担う道路」：

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表す。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」：

以下に示すとおり車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3-100 地域の類型

地域の類型	地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 ・青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域 (都市計画法第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区に限る。)
A	専ら住居の用に供される地域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・田園住居地域(利府町) ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域(AAの項に掲げる地域を除く。)
B	主として住居の用に供される地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域(仙台市のAの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 ・近隣商業地域(Bの項に掲げる地域を除く。) ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域

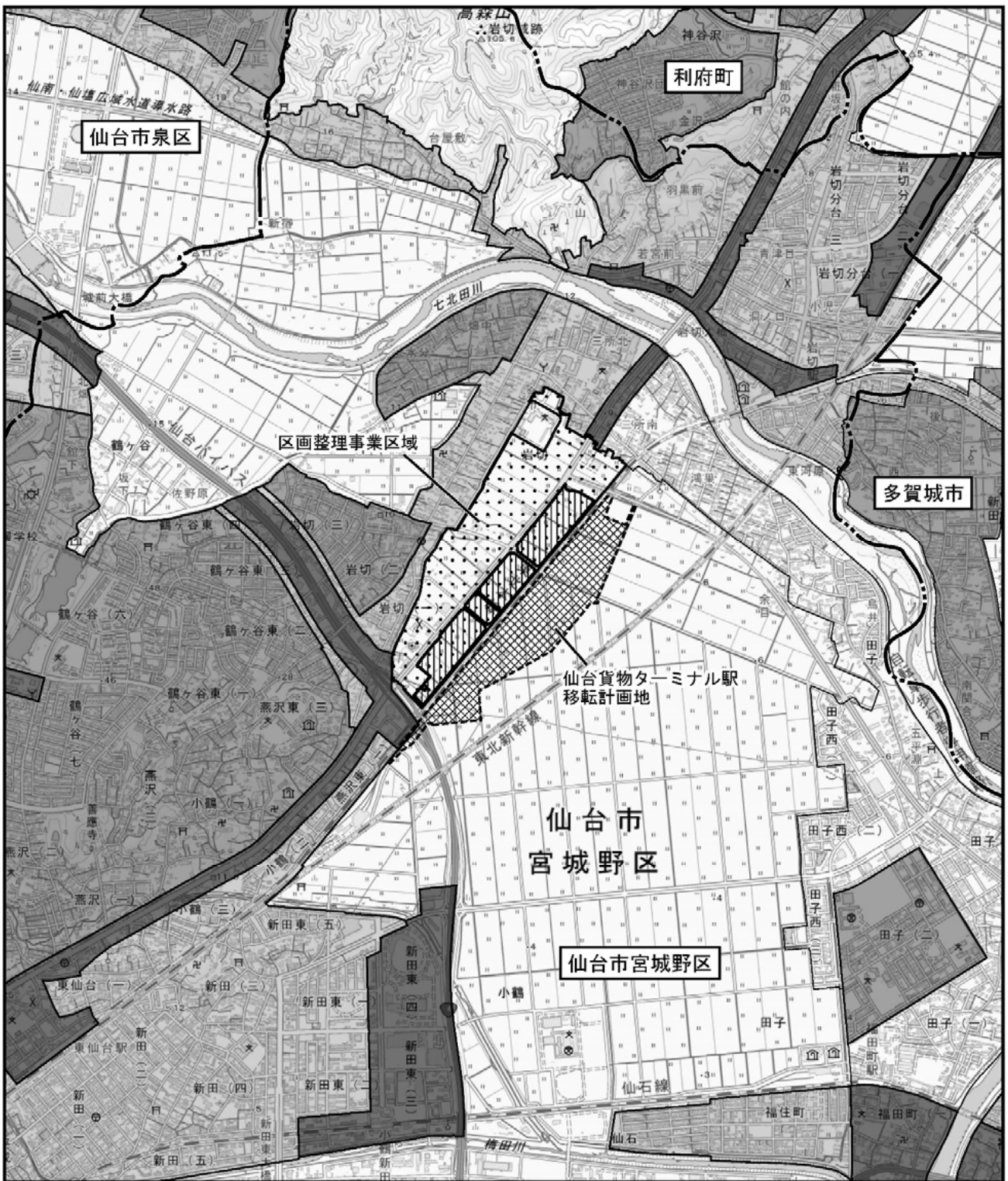
出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 宮城県告示第312号)
(最終改正 平成30年3月23日 宮城県告示第286号)
「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

また、騒音に関するその他の基準として、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)が表3-101及び図3-47に示すとおり定められているが、計画地は指定地域に含まれていない。

表3-101 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の累計を当てはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)
(最終改正 平成30年3月23日 宮城県告示第283号)

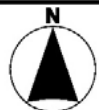
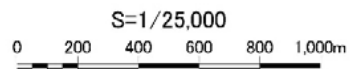


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------|
|  | 計画地 |  | A 類型 |
|  | 市町界 |  | B 類型 |
|  | 区 界 |  | C 類型 |







注) 「騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定」(平成30年3月23日 宮城県告示第286号)に基づき作図した。

図3-46 騒音に係る環境基準の地域類型





凡例

- | | |
|---|--|
|  計画地 |  東北新幹線鉄道の軌道中心線から300mの範囲 |
|  市町界 |  I 類型 |
|  区界 |  II 類型 |

注)「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)に基づき作図した。

図3-47 新幹線騒音環境基準の類型

S=1/25,000
0 200 400 600 800 1,000m



(イ) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表3-102に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図3-48に示すとおりである。

現在の計画地は、工業専用地域のため要請限度は適用されないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、要請限度が適用される可能性がある。

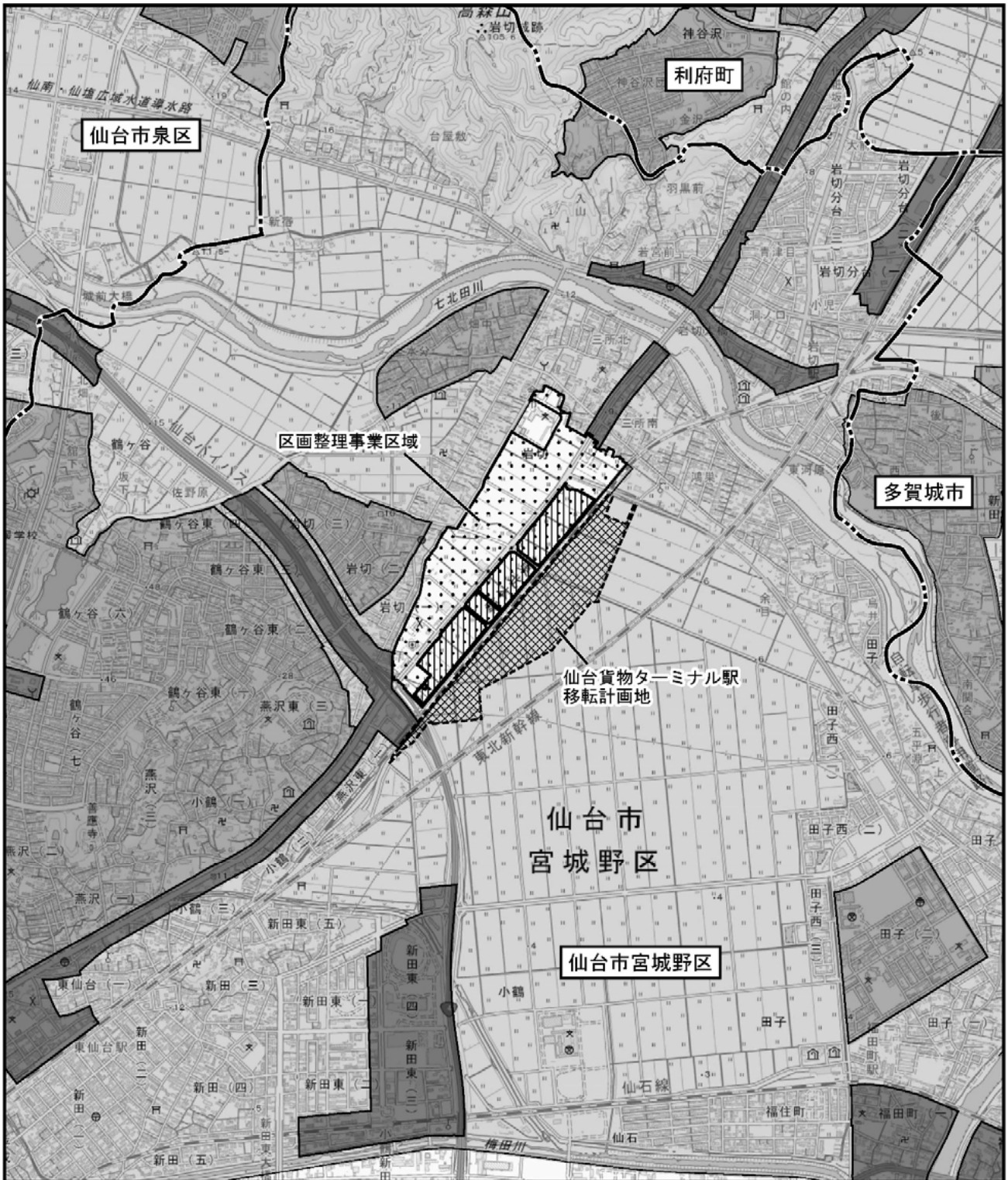
表3-102 自動車騒音に係る要請限度

単位：dB


区域区分		時間区分	要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
a区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する地域	65	55
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 特別用途地区のうち文教地区	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70	65
b区域	第一種住居地域 第二種住居地域	1車線を有する道路に面する地域	65	55
	準住居地域（文教地区を除く） 近隣商業地域 （その周囲がa区域であるもの） 市街化調整区域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75	70
c区域	近隣商業地域 （b区域に該当する区域を除く） 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	75	70
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		75	65

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては4車道以上の区間に限る）等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日 仙台市告示第230号）

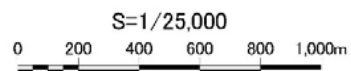


凡例

- | | |
|---|---|
|  計画地 |  a区域 |
|  市町界 |  b区域 |
|  区界 |  c区域 |

出典：「自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」(令和5年8月閲覧、宮城県ホームページ)
「要請限度」(令和5年8月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-48 自動車騒音の限度の区域



(ウ) 規制基準

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定することとしている。騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表3-103～105に示すとおりである。また、調査範囲の騒音規制地域は、図3-49に示すとおりである。

現在の計画地は、工業専用地域のため表3-103～105に示す規制基準は適用されないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、規制基準が適用される可能性がある。

表3-103 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文教地区の区域	50	45	40
第二種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区を除く。)、準住居地域、近隣商業地域(その周囲が第一種区域に掲げる地域であるもの)及び市街化調整地域又は地区の指定のない地域の区域	55	50	45
第三種 区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	60	55	50
第四種 区域	工業地域	65	60	55

注1) 基準は敷地境界線上とする。

注2) 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)

表3-104 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を 除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又 はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を 除く)を使用する作業	85dB	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 休日 における 作業の 禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機(原動機の定格出力15kW以 上のものに限る)を使用する作業							
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルト プラント(混練機の混練重量が200kg以 上のものに限る)等を設けて行う作業(モルタル を製造するためにコンクリートプラントを設 けて行う作業を除く)							
6 バックホウ(原動機の定格出力が80kW以 上のものに限る)を使用する作業							
7 トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW以上のものに限る)を使用する作業							
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW 以上のものに限る)を使用する作業							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年 厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第186号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

表3-105 指定建設作業騒音に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB (但し、学校・病院の敷地の周辺50mの区域内にある場合には75dB)	午前 7時～午後 7時	午前 6時～午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日以内	日曜・休日における作業の禁止
2 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラ・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
3 ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
4 はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの							

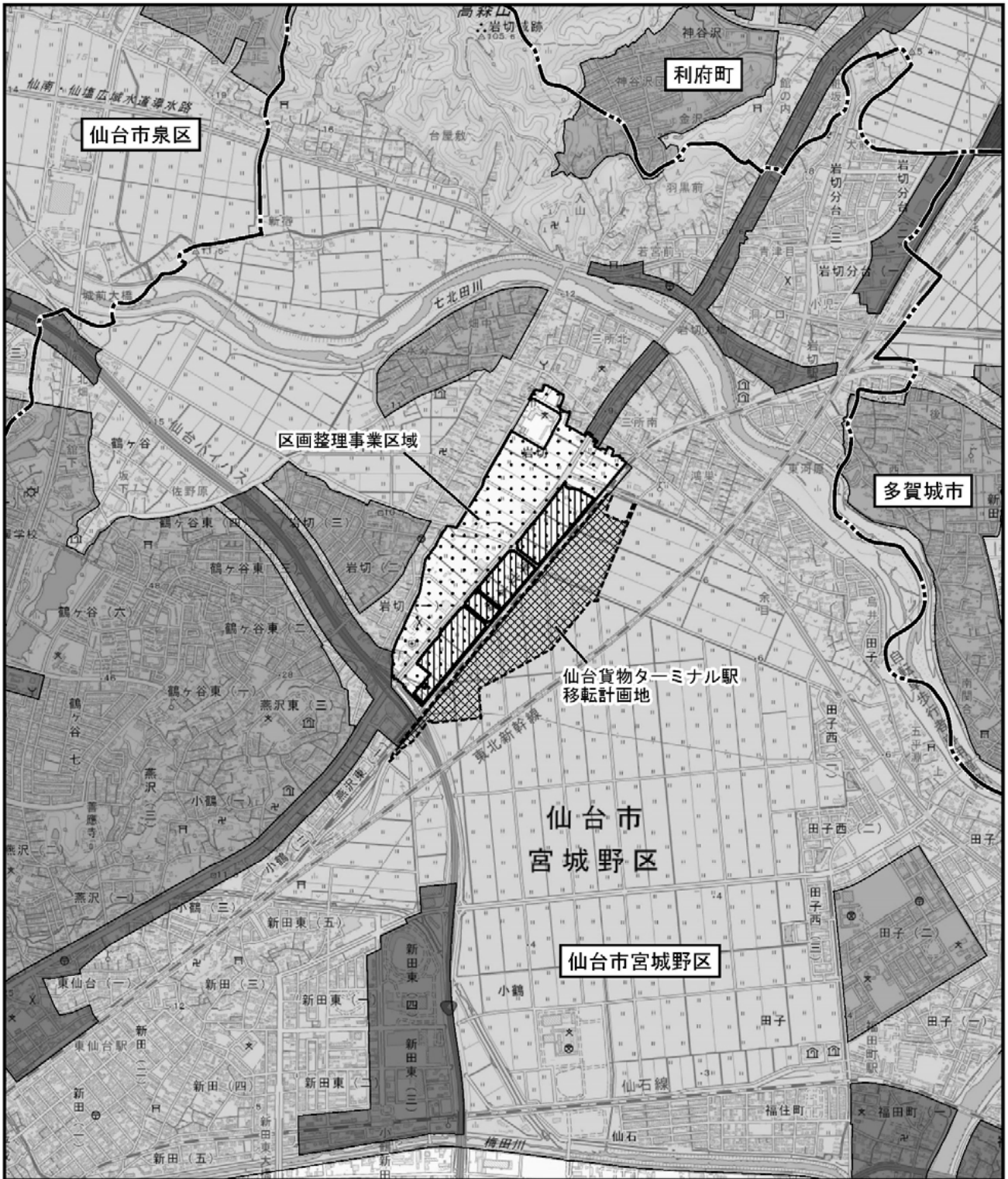
注1) 1～3の作業のうち作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注2) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

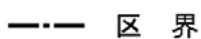
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 仙台市規則第25号）



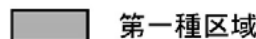
凡例



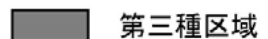
計画地



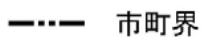
区界



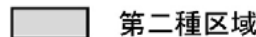
第一種区域



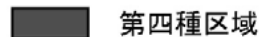
第三種区域



市町界



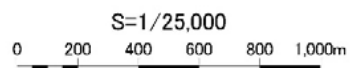
第二種区域



第四種区域

注) 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)
 「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)に基づき作図した。

図3-49 工場・事業場に係る騒音規制区域



ウ. 振動

(ア) 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表3-106に示すとおりである。

現在の計画地は、工業専用地域のため要請限度は適用されないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、要請限度が適用される可能性がある。

表3-106 道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

区域区分		時間区分	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域		65	60
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	近隣商業地域 ・周囲が以下の地域であるもの 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			
	市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。）		70	65
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注) 基準は道路の敷地境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令58号）

「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年3月31日 宮城県告示第265号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）

(イ) 規制基準

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）では、事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を都道府県知事及び市長が指定することとしている。

振動規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表3-107～109に示すとおりである。

現在の計画地は、工業専用地域のため表3-107～109に示す規制基準は適用されないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、規制基準が適用される可能性がある。

表3-107 工場・事業場等に係る振動の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	60	60	55
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域	65	65	60
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注1) 基準は敷地境界線上とする。

注2) 学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用とする。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3-108 特定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)使用する作業	75dB	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破砕機を使用する作業							
4 ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							

注) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3-109 指定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 ブルドーザ・パワーショベル・ バックホウ・その他これらに類 する掘削機械を使用する作業	75dB (但し、学校・病院 の敷地の周囲概ね 50mの区域内にある 場合には70dB)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 ・休 日 にお ける 作業 の禁 止
2 振動ローラ・ロードローラ・そ の他これらに類する締固め機 械を使用する作業							

注) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

エ. 悪臭

(ア) 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制を行っている。また、多賀城市では悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制が行われているが、利府町には規制区域は存在しない。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3-110に、規制地域の範囲は図3-50に示すとおりである。

表3-110 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

単位: ppm

特定悪臭物質の種類	許容濃度	特定悪臭物質の種類	許容濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典: 「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

(イ) 宮城県公害防止条例

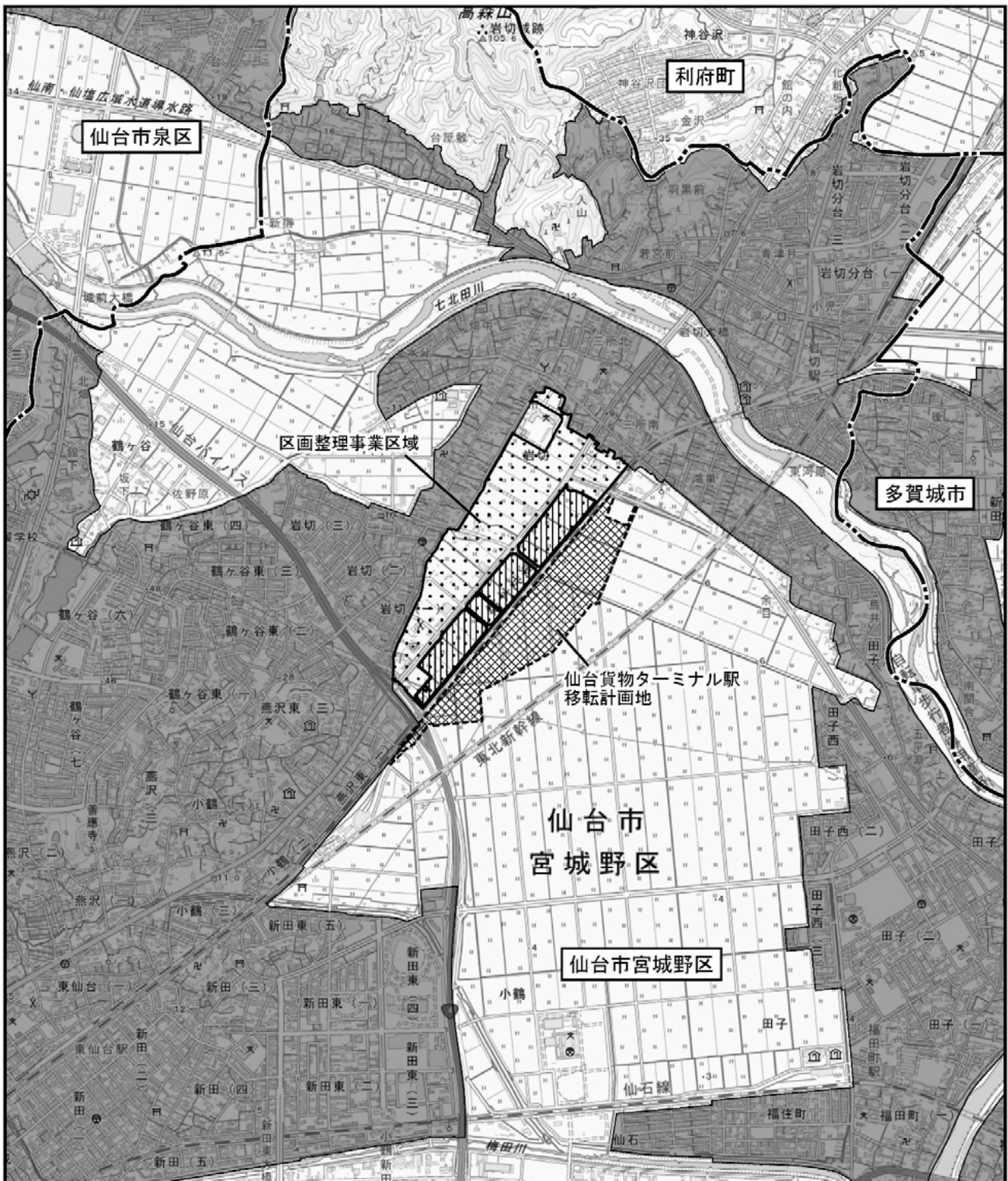
「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)では、県内全域(悪臭防止法の規制地域を除く)の魚腸骨処理場や有機質肥料製造施設の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気指数による規制基準(敷地境界で臭気指数15)を定めている。

(ウ) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」(昭和53年4月1日施行)では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。

(エ) 仙台市悪臭対策指導要綱

「仙台市悪臭対策指導要綱」(平成2年2月19日 市長決裁)では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による指導基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。

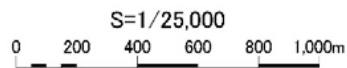


凡例

- 計画地
- 悪臭防止法による規制区域
- 区界
- 市町界

注) 仙台市部分は、「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日仙台市告示第109号)に基づき作図した。
 出典: 「悪臭公害防止対策の概要」(令和5年8月閲覧、宮城県ホームページ)

図3-50 悪臭防止法による規制区域



オ. 水質汚濁

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている（表3-111～114参照）。

なお、生活環境項目以外は水域の区別がなく、生活環境項目については、河川、海域、湖沼等において水域類型を定めて設定されている。調査範囲においては、図3-51に示すとおり、七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）がB類型、七北田川下流（梅田川合流点より下流）、梅田川（七北田川合流点より上流）及び砂押川（多賀城堰より上流）がC類型に指定されている。

なお、計画地内には、類型指定された湖沼及び河川はない。

表3-111 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表3-112(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川 1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3)

1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない程度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3-112(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川 2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3-113 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

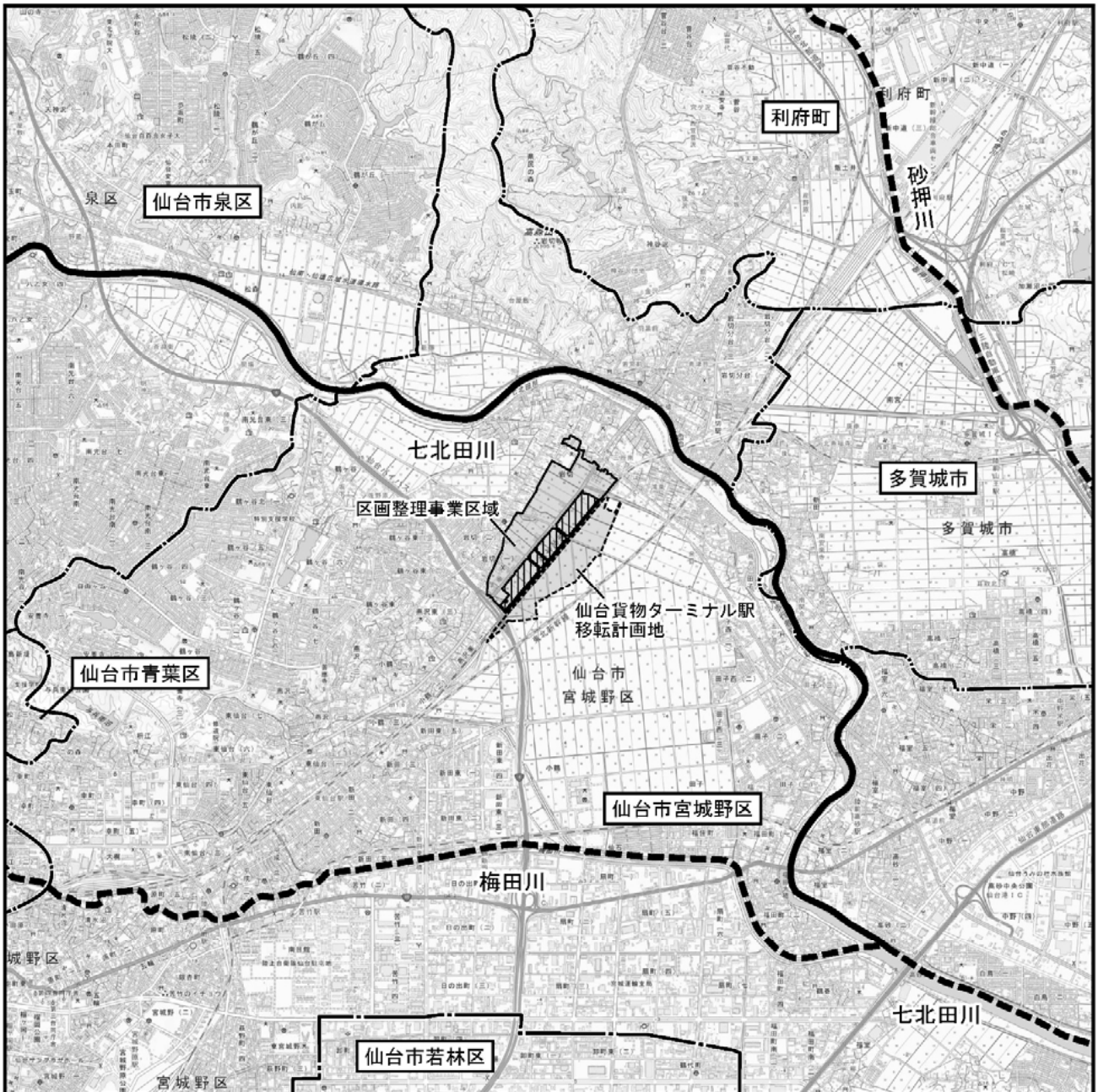
出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表3-114 要監視項目及び指針値






公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	イソキサチオン	0.008mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	ダイアジノン	0.005mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	イソプロチオラン	0.04mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	プロピザミド	0.008mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	EPN	0.006mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
クロルニトロフェン(CNP)	—	トルエン	0.6mg/L以下
トルエン	0.6mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	ニッケル	—
ニッケル	—	モリブデン	0.07mg/L以下
モリブデン	0.07mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	全マンガン	0.0004mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	ウラン	0.2mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下 (暫定)
ウラン	0.002mg/L以下		
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下 (暫定)		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」

(平成21年11月30日 環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号)



凡例

-  計画地
-  市町界
-  区界
-  B類型
-  C類型

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」(令和5年8月閲覧、宮城県ホームページ)

図3-51 水域類型

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0km



(イ) 排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)や宮城県又は仙台市の条例により、事業場等の排水が規制されており、その排水基準は表3-115(1)~(2)に示すとおりである。

また、下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表3-115(3)に示す排水基準が定められている。

表3-115(1) 排水基準(有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
シアン化合物	1mg CN/L	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
有機燐化合物	1mg/L	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チウラム	0.06 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	シマジン	0.03 mg/L	
総水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L	
		ベンゼン	0.1 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L	
PCB	0.003 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L			
四塩化炭素	0.02 mg/L	ふっ素及び その化合物	海域に排出する場合	15 mgF/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		海域以外に排出する場合	8 mgF/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	ほう素及び その化合物	海域に排出する場合	230 mgB/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		海域以外に排出する場合	10 mgB/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

注1) 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前から湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する旅館業(水質汚濁防止法)、公衆浴場(宮城県公害防止条例)、工場等(仙台市公害防止条例)については、当分の間適用しない。

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

注3) 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。

注4) 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は、0.2mg/L。

注5) ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L。

注6) カドミウムに係る宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例の排水基準は、0.1mg/L。

出典: 「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)

「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

表3-115(2) 排水基準（生活環境項目）

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ※1※5			
				下水道 整備区域	その他の 区域	50m ³ /日以上
	排水	50m ³ /日 以上	25m ³ /日以上		25m ³ /日以上※4	25m ³ /日以上※4
水素イオン濃度 (pH)	海域に排出 する場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に 排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (海域・湖沼以外の公共用水域に排 出する場合に適用) (mg/L)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量(COD) (mg/L) (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質 (SS) (mg/L)		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物 油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量 (mg/L)		5	5	5	5	5
銅含有量 (mg/L)		3	3	3	3	3
亜鉛含有量 (mg/L)		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量 (mg/L)		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量 (mg/L)		10	10	10	10	10
クロム含有量 (mg/L)		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/m ³)		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量※2 (mg/L)		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
リン含有量※3 (mg/L)		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

注) カッコ内は日間平均の値を示す。

- ※1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25立方メートル以上の特定事業場に適用される。
- ※2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- ※3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- ※4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25立方メートル以上の事業場が規制対象となる。
- ※5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10立方メートル以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）
「公害防止条例」（昭和46年3月18日 宮城県条例第12号）
「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

表3-115(3) 排水基準(下水)

項目	基準値	
水温	45℃未満	
水素イオン濃度	5を超え9(12)未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 (1200) mg/L未満	
浮遊物質(SS)	600 (1200) mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L以下
	動植物油脂類	30(150)mg/L以下
よう素消費量	220mg/L未満	
フェノール類	5mg/L以下	
銅及びその化合物	3mg/L以下	
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	
クロム及びその化合物	2mg/L以下	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	
シアン化合物	1mg/L以下	
有機燐化合物	1mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	
四塩化炭素	0.02mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	
チウラム	0.06mg/L以下	
シマジン	0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	
ほう素及びその化合物	10【230】mg/L以下	
ふっ素及びその化合物	8【15】mg/L以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有	380mg/L未満	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

注1) ()内の基準値は、一日平均排水量が50m³未満の場合に適用。

注2) 【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号)(最終改正 平成27年5月20日法律第22号)
「下水道法施行令の一部を改正する政令について」(平成26年11月14日 国土交通省)
「仙台下水道条例」(仙台市条例第19号)

カ. 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準は、表3-116に示すとおりである。

表3-116 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.02以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

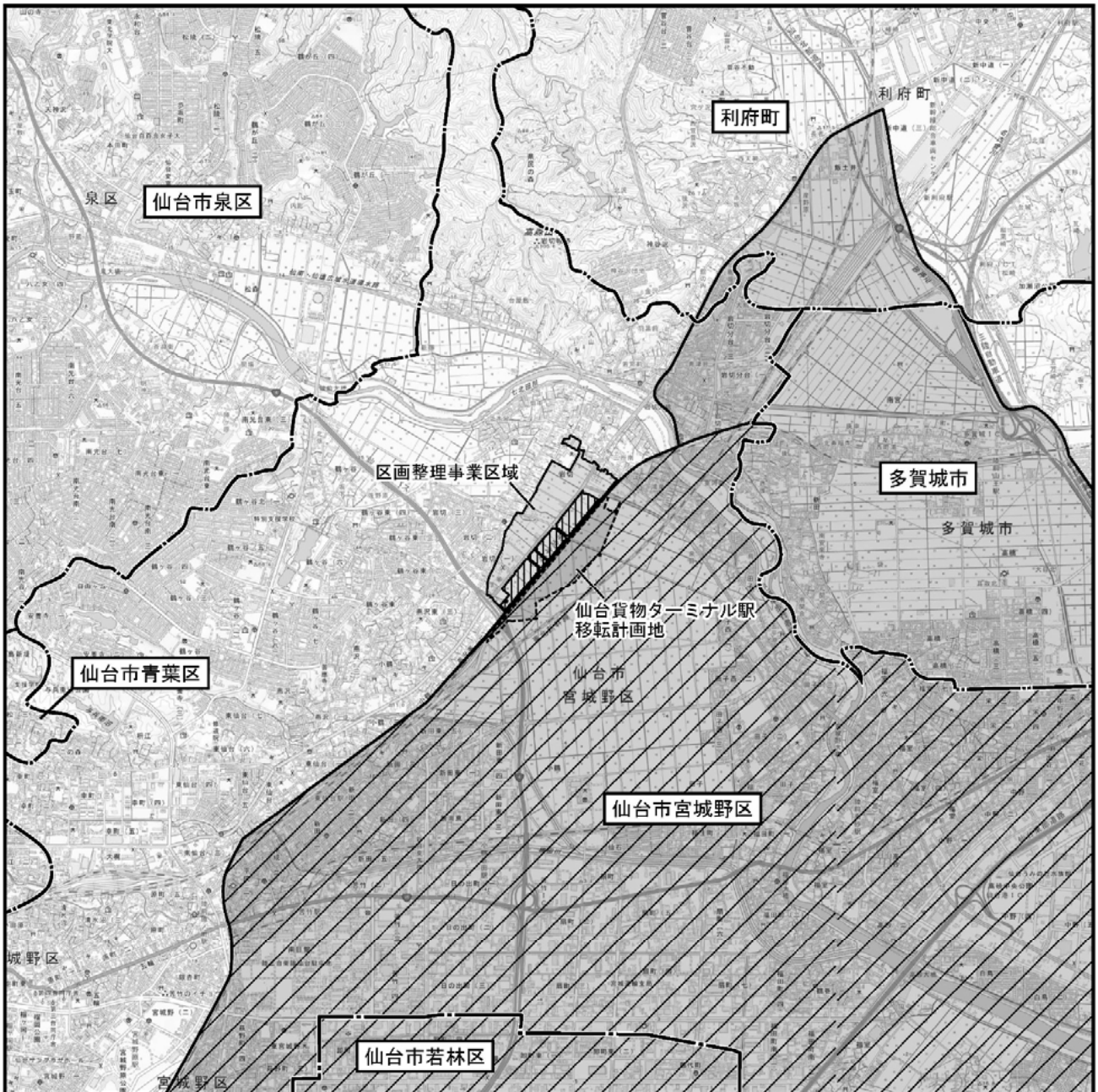
注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）






キ. 地下水採水

仙台市東部の海岸平野は軟弱な地盤が広く分布しており、過去には地下水汲み上げによる地盤沈下が顕在化した経緯もあることから、仙台市では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき地下水採取の規制が行われている。

規制地域は図3-52に示すとおりであり、計画地に接する南東側一帯は「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づく規制区域に指定されているものの、計画地は規制区域には指定されていない。

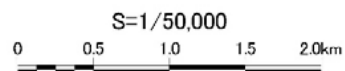


凡 例

-  計画地
-  市町界
-  区 界
-  宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域
-  工業用水法に基づく指定地域

出典：「平成30年度 公害資料(地盤沈下編)」(宮城県環境生活部)
「地下水採取規制地域地図」(令和5年6月20日更新、仙台市ホームページ)

図3-52 地下水採水の規制状況



ク. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表3-117に示す29項目について設定されている。

表3-117 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境省告示第46号）

ケ. 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制は表3-118に示すとおりである。

現在の計画地は、隣接地も含めて工業専用地域のため日影規制の対象とならないが、区画整理事業区域内の本事業の計画地以外のエリアについては、将来的に用途地域が変更となった場合には、日影規制の対象となる可能性がある。

表3-118 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える 又は3階建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間

注) 近隣商業地域及び準工業地域は仙台市の区域に限る。

出典：「建築基準法 別表第4（日影による中高層の建築物の制限）」

「宮城県建築基準条例」第6条の2（日影による中高層の建築物の制限）

コ. 景観

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ良好な景観の形成を図るため、平成21年3月に景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月より施行されている。

その後平成25年に文章表現の一部変更が行われ、令和4年には上位・関連計画が新たに策定されたこと等を受けて計画が見直され、周囲の街並みとの調和や、眺望の保全に向けた取り組みを継続するとともに、魅力的な街並み景観の創出を図るための変更が行われている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置付け、景観計画区域を「自然景観」と「市街地景観」に大別している。「自然景観」は「山並み緑地」、「河川・海岸地」及び「田園地」の3つのゾーンに区分され、「市街地景観」は「商業業務地」、「沿線市街地」、「郊外住宅地」、「流通業務地」及び「行楽地」の5つのゾーンに区分される。これら8つのゾーンごとの特性に応じて、建築物等に対する景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。

計画地は、「市街地景観」の「流通業務地ゾーン」に位置し、「周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る」、「くつろぎとやすらぎ、潤いのあ

る住宅地景観の形成を図る」及び「地区特性を活かした美しい景観形成を図る」ことを景観形成の方針として定めている。

また、景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為等及び規模（表3-119(1)～(2)参照）、良好な景観形成のための行為の制限（表3-119(3)参照）を定めている。

表3-119(1) 景観区域における届出対象行為等

建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（令和4年6月、仙台市）

表3-119(2) 景観区域における届出対象規模

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが20mを超えるもの ・延べ面積が3,000m²を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが30mを超えるもの ・延長が50mを超える橋りょう、高架道路、アーケード等 ・歩道橋、橋りょう、高架道路、高架鉄道、アーケードその他これらに類するもので延長が50mを超えるもの ・道路に沿って築造される擁壁で地盤面からの高さの平均が6mを超え、かつ延長が50mを超えるもの
建築物の屋上に工作物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物を含めた高さが30mを超えるもの

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（令和4年6月、仙台市）

表3-119(3) 市街地景観ゾーンの行為の制限

建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。 ・通りに面した部分は、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉や敷地内通路等の外構施設は、ユニバーサルデザインや環境への影響に配慮したうえで、街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。 ・外部の照明設備は、活気を求める場所では街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を求める場所では、アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 色相が5R～5Yの場合は彩度6以下、その他の場合は彩度2以下
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し、道路沿いへの植樹等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全等による敷地内緑化を工夫する。
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（令和4年6月、仙台市）

(2)行政計画・方針等

1)仙台市総合計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の3つで構成される「仙台市総合計画」を策定している。現在の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間と定めている。

基本構想では、これまで培ってきた仙台の都市個性である「環境」、「共生」、「学び」、「活力」を見つめ直し、それぞれを深化させた、「森の恵みと共に暮らすまちへ」、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」、「学びと実践の機会があふれるまちへ」、「創造性と可能性が開くまちへ」の4つの「目指す都市の姿」を掲げている。

また、基本計画では、区別の施策の基本方向が示されており、計画地が位置する宮城野区施策の基本方向は表3-120(1)～(3)に、圏域ごとの地域の特性は表3-121に、宮城野区の地域区分図は図3-53に示すとおりであり、計画地は北部住宅・田園地域に位置している。

表3-120(1) 宮城野区における主な施策の基本方向 (1/3)

宮城野区の主な施策の基本方向	
<p>海辺のふるさとをつくる～集い、想いをつなぐまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自助・共助の取り組みの推進を図るため、仙台市地域防災リーダーの養成と活動支援を行うとともに、知名度向上のための広報活動を展開します。 ・国際拠点港湾である仙台港の利用促進を官民連携のもとで図るとともに、仙台港周辺地区の振興のため蒲生北部地区における産業集積を促進します。 ・東日本大震災により被災した東部沿岸地域の防災集団移転跡地のうち、七北田川以南の南蒲生、新浜、荒浜、井土、藤塚の5地区について、民間の自由な発想や提案を最大限に生かした利活用を図り、地域の新たな魅力を創出していきます。 ・防災集団移転後の都市基盤を再整備するため、土地区画整理事業を行い、津波により既存建物が流出した区域については大街区化を図ることで新たな産業集積を促進し、営業を再開している事業所が多い区域については最低限の移転に留めた整備を行います。 ・震災による津波により失われた東部地域のみどりを再生するため、公園整備に合わせて市民協働で植樹を実施するとともに、これまでに植樹を実施した海岸防災林については、育樹イベントや子ども向け参加プログラムなどを実施し、市民協働の取り組みを強化しながら育てていきます。また、農村風景を構成してきた居久根について、保全や再生支援に取り組みます。 ・海岸公園の来場者がより安全で快適に利用できるように、パークゴルフ場の増設を進めるとともに、駐車場やトイレの整備、植栽を進めるなど、自然環境に配慮しながら海岸公園の運営・管理を実施します。 ・東部沿岸地域において、東日本大震災の記憶の継承と発信を行うとともに、地域の豊かな自然など魅力ある資源を活用しながら、海辺のにぎわいづくりを進めます。また、集団移転跡地利活用事業者や地域住民・活動団体などと緊密に連携し、地域の特性を活かした魅力のネットワーク化など持続的な回遊性を高め海浜エリアの活性化を図る事業を推進します。 ・文化芸術に親しめる機会や、創造性を育み発揮できる機会を充実させるため、せんだいメディアテークを核に、現代アートの持つ発見性、吸引力、発信力を取り込みながらアートプロジェクトを展開し、まちの魅力と人々の活気を引き出します。 ・東日本大震災の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくため、朗読会を開催するとともに、若い伝承者を育成します。また、災害時に自らの命を守る適切な行動をとれるよう、防災学習の場をつくります。
<p>都心のシンボルエリアをつくる～賑わいをつくり、可能性を活かすまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内商店街のにぎわい創出や交流人口の拡大を目指し、商店街間の連携促進と個店の魅力発信を支援するとともに、来街者にとって安全で快適な環境を整備し、商店街機能の維持・向上を図ります。 ・人口減少社会を見据えつつ、仙台市が目指す機能集約型の都市づくりを加速させるため、地下鉄沿線のまちづくりの方向性を示すプランを策定するとともに、沿線の民間事業や地域主体のまちづくりを支援するなど、地下鉄南北線と東西線による十文字型の都市軸におけるまちづくりを推進します。 ・都心において、居心地が良く巡り歩きたくなるまちなか空間を形成するとともに、市民が快適に滞在できるオープンスペースを創出するため、民間事業者などと連携し、国の制度などを活用しながら、公共空間における滞在環境向上に資する事業や、その効果の測定を実施します。 ・防災・減災機能や良好な環境の構築、子どもの遊び場や市民の健康づくりのように、多様な機能を持つグリーンインフラとして、公園緑地の整備・再整備を推進します。 ・新たなにぎわいと魅力に満ちた公共空間を創出するため、榴岡公園で開催されるイベントに合わせたライトアップなどを行います。

出典：「仙台市実施計画2021-2023（令和3年度～令和5年度）」（令和3年3月、仙台市）

表3-120(2) 宮城野区における主な施策の基本方向 (2/3)

宮城野区の主な施策の基本方向	
<p>心地よいコミュニティをつくる～支えあい、安心して暮らされるまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における、仙台市中心部などの交通結節点での帰宅困難者発生による、交通や避難所の混乱、二次災害の発生を防止し、避難所運営や救急救助、消火活動の円滑化を図るため、帰宅困難者対策を官民一体で推進します。 ・地域活動や生涯学習活動、市民の交流拠点である市民センターについて、中学校区を基準として計画的に整備や修繕を実施します。 ・地域における活動・交流の拠点であるコミュニティ・センターについて、小学校区を基準として計画的に整備や修繕を実施します。 ・市民が安心して心豊かな地域生活を営む基盤となる町内会などの活性化・持続性の強化を図るため、財政的支援、表彰、町内会の運営に資する研修などを実施します。 ・特殊詐欺の対象となりがちな高齢者をはじめとした市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯団体への活動支援などを通じて、各地域における対策を推進します。また、迷惑行為の防止、人的連携や犯罪の起こりにくい環境づくりを進め、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図ります。 ・自動車や自転車による交通事故を防止するため、交通安全啓発活動を実施するとともに、安全・安心な自転車利用環境をつくるため、自転車通行空間の整備を行います。 ・障害者相談支援、市・区障害者自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の取り組みを通じて、関係機関などが相互に連携を図ることにより、障害者などへの支援体制に関する地域課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的なサービスの充実だけでなく、地域資源の発掘や育成など、その特性に応じた支え合い体制づくりに取り組みます。 ・65歳以上のすべての方を対象に、介護予防の普及啓発や健康への意識向上に取り組むとともに、地域で活動する介護予防に取り組む団体の活動支援を行うなど、地域のつながりを生かした介護予防の取り組みを推進します。 ・市民が生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう、関係機関と連携し、市民が自然と健康づくりに取り組むための環境整備を強化するとともに、改正健康増進法による受動喫煙防止対策について、市民や事業所、飲食店などに対してさらなる周知を図ります。 ・復興公営住宅への入居や防災集団移転により生活再建した被災者に生じている、閉じこもりやそれによる身体活動量の低下、心の健康状態の悪化などの健康問題や被災者の高齢化による問題に対して、個別支援や健康講座などによるコミュニティ形成支援を通じて健康の維持を図ります。 ・地域における子育て支援の充実を図るため、「のびすく（子育てふれあいプラザ等）」における子育て支援事業を推進するとともに、「のびすく」を中心として、子育て支援団体など相互の情報交換や交流を促進し、全市的な子育て支援ネットワークの構築を図ります。 ・母子保健事業や子育てに関する相談対応を実施するとともに強化を図り、妊娠を望む方、妊婦、産婦、産後の母子や0歳から就学までの子どもとその親を支援することで、妊娠を望んだ時期から子どもが就学に至るまでの、切れ目のない支援の充実を図ります。 ・小学校区単位を基本として、児童館を整備するとともに計画的な修繕に基づく施設の環境改善を進めます。また、児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業や自由来館児童の受け入れのほか、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークルの育成などにより、子育て家庭への支援の充実につながる児童館運営を進めます。 ・市民が暮らしやすいと感じるまちを実現するために、現行の路線バスの維持に努めながら、市民協働による乗合タクシーの導入など、地域に根ざした持続可能な移動手段の確保に向けた取り組みを行います。 ・高齢者、子育て世代、障害者などにもやさしい公共交通を中心とした交通体系の構築を図るため、仙石線福田町駅のバリアフリー化、JR 仙台駅での移動を円滑にするための施設の整備などを進め、公共交通の利用環境の改善を図ります。 ・老朽化した市営住宅の建て替えにより居住環境の改善を進めるとともに、住棟の集約などにより発生する土地について、地域にふさわしい新たな土地利用の誘導を図ります。 ・市民生活の基盤となる地域の生活道路について、子どもをはじめとした市民が地域で安全・安心に過ごせる環境づくりのため、交通安全対策や歩道整備、道路改良などを実施します。 ・「仙台市下水道マスタープラン」に掲げる防災の方針に基づき、浸水実績や浸水シミュレーションにおける浸水リスクの高い地域から段階的・効率的な雨水排水施設の整備を進めるとともに、自助・共助などの取り組みを組み合わせた総合的な浸水対策を進めることにより、市街地における浸水リスクの低減を図ります。 ・多様な主体の連携による地域づくり活動を支援するため、情報共有・課題検討を行う勉強会や、実践活動につながるワークショップの開催などをサポートします。 ・育児不安や育児の孤立化の解消につながるよう、乳幼児を抱える母親支援のための「ママらいふ手帳」を作成・配布するとともに、地域に出向き、同手帳を活用したワークショップを開催します。 ・魅力ある公園の維持を目的とした「おらほの公園草刈隊」によるボランティア活動を支援するため、草刈機の貸し出しのほか、活動を周知する看板を設置します。

出典：「仙台市実施計画2021-2023（令和3年度～令和5年度）」（令和3年3月、仙台市）

表3-120(3) 宮城野区における主な施策の基本方向 (3/3)

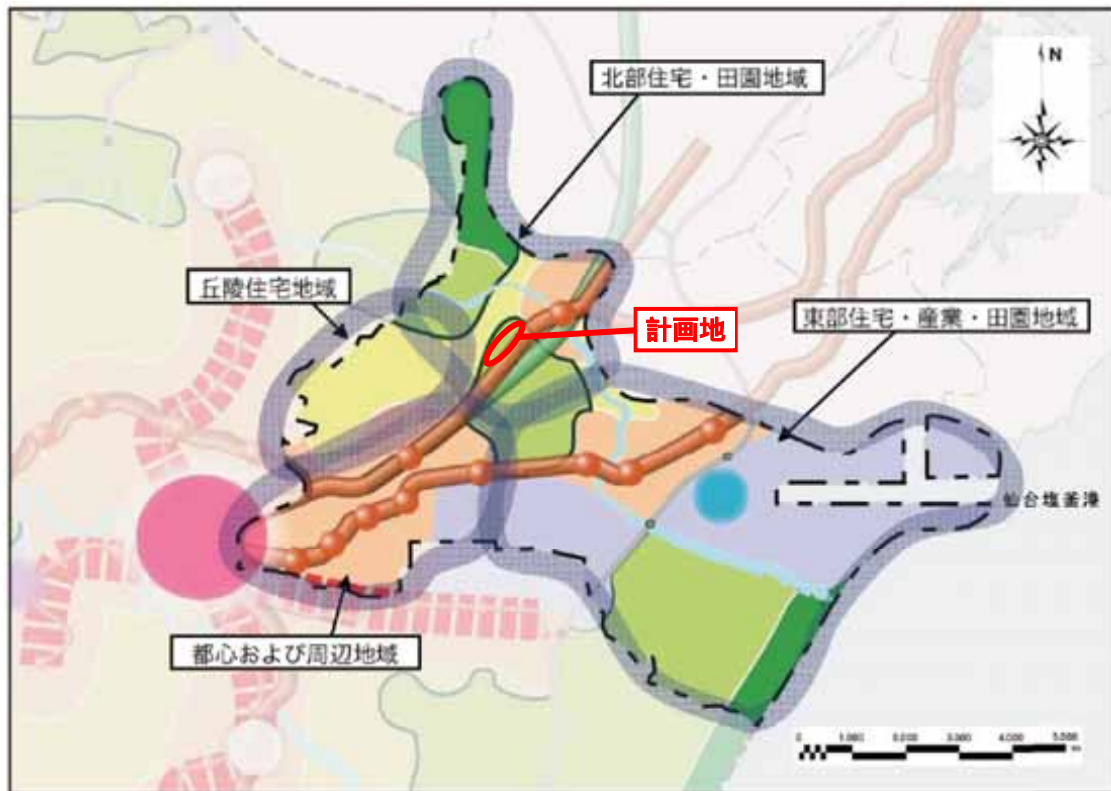
宮城野区の主な施策の基本方向	
<p>新たな魅力に出会える場をつくる～ふるさとを知り、元気を体感できるまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う若手人材の育成を目的として、セミナーやワークショップ開催等を通したまちづくりの知識やノウハウの蓄積を図るとともに、地域の若手同士の交流の機会を創出し、ネットワークづくりを促進します。 ・子どもたちが安心・安全に学ぶことができる良好な教育環境をつくるため、狭あい化・老朽化した学校教育施設の改築を進めるとともに、建物の機能回復のための設備などの更新や、劣化を遅らせるための措置を講じることによる長寿命化、トイレの洋式化などの改修を行います。 ・学校と家庭、地域がパートナーとして目標・ビジョンを共有し、互いの役割を理解・分担しながら地域総ぐるみで子どもたちの成長に関わるため、学校支援地域本部と連携しながら、市立学校・園においてコミュニティ・スクールの導入と推進を図ります。 ・学校・家庭・地域が一体となって地域総ぐるみで子どもを育成する体制を構築し、学校の求めと地域の力をマッチングさせて、学習環境づくりや指導の補助などに生かすことにより、市民が学校を支援する活動を推進します。 ・市民自ら地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにともに取り組みができるよう、地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、地域の多様な活動を担う人材の育成、地域におけるネットワークづくり、学習情報・地域情報の提供などを行います。 ・市の虫スズムシの飼育・普及を通じて、杜の都の自然や歴史を継承していくため、小学校への出前講座や市民への無料配布会、実験放虫を行うとともに、コミュニティまつり等におけるPR活動を行います。 ・区民ふるさと意識の高揚と区内の各種団体の交流を目的として、市民団体などによるステージ発表や、工夫を凝らした区民の手作りによる各コーナーを企画実施します。 ・「地元学」発祥の地とされる宮城野区の魅力をより高めていくため、フィールドワーク等を通じて地域の資源や魅力を再発見し、アーカイブ（記録）しながら情報発信していく「みやぎの・アーカイブ」事業を実施します。 ・宮城野文化センター前広場を活用した催しなど、地域のにぎわい創出に資する事業を企画・実践します。 ・宮城野区発祥の「宮城野盆唄」をはじめ、盆踊りの普及拡大を通じ、地元への愛着をより深め、地域のつながりや地域活動の活性化を図ります。 ・地域課題の解決や地域コミュニティの活性化などのために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して、助成を行います。

出典：「仙台市実施計画2021-2023（令和3年度～令和5年度）」（令和3年3月、仙台市）

表3-121 宮城野区の圏域ごとの地域の特徴

宮城野区の圏域ごとの地域の特徴	
都心 および 周辺地域	<p>仙台駅の東側は、江戸時代には武家屋敷街から農地、その後は果樹園、製糸工場へと姿を変えていきました。北側の二十人町と鉄砲町は、足軽が住む町でしたが、明治時代になると塩釜へ向かう街道に面し、商店街へと変貌していきます。その後、大規模な土地区画整理事業が進み、宮城野通を基軸とした新しい街並みが形成されるとともに、その周辺地域においても、住宅地が広がっていききました。近年は、東北楽天ゴールデンイーグルスが本拠地を構えるとともに、地下鉄東西線の開業や仙台駅東西自由通路の拡幅に併せて商業施設の開発が進んだほか、宮城県による県民会館など県有施設の集約・移転の検討が進むなど、当該エリア一帯に新たな賑わいづくりの機運が高まっています。</p>
北部 住宅・ 田園 地域	<p>七北田川沿いに位置する岩切は、多賀城や塩竈、利府へ通じる道と東西に延びる道が交差する交通の要衝です。古墳時代の鴻ノ巣遺跡など多くの集落ができ、中世においても「府中」と呼ばれる行政の中心地域でした。岩切城跡をはじめ、市内最大の板碑の密集地である東光寺を有するなど歴史の息吹が感じられる場所が随所にあります。当該地域を統括していた留守氏が岩手県に移った後は、農村が広がり、稲作は有数の生産力を誇るほどになりました。明治時代に鉄道が通ると、交通上の重要性は一層高まり、作物の出荷も進みますが、農業の兼業化とともに、水田や畑地は住宅や店舗などに姿を変え、近年は若い世代が多く集まる地域になっています。</p>
丘陵 住宅 地域	<p>国道45号以北の丘陵部は、江戸時代には山林が広がり、藩主の狩猟の場ともなっていました。しかし、戦後に人口が急増し、周辺の丘陵を造成して住宅団地が作られるようになり、都市域が拡大していきました。現在は鶴ヶ谷をはじめ、開発時期の早い団地が成熟期を迎えており、市の中でも高齢者の割合が高い地域です。市営住宅の建て替えに伴うコミュニティづくりや、地域固有の課題解決に向けた住民主体の取り組みが進むなど、住民が安心して暮らせる環境づくりが進められています。</p>
東部 住宅・ 産業・ 田園 地域	<p>七北田川下流域の平野部は、田畑が広がる農業地帯で、居久根と呼ばれる屋敷林に囲まれた農家が点在していました。明治時代を迎えても多くの住民が農業に従事し、戦後も米作中心の農業地帯である状況が続きますが、仙台塩釜港の建設を契機に、工場や倉庫が建ち並ぶようになり、幹線道路が整備されると、大型店や事業所、住宅が増えてきました。岡田地区南蒲生・新浜などの沿岸部は、東日本大震災の津波により、大きな被害を受けましたが、コミュニティの再生に向けた新たなまちづくりが進められています。また、中野・蒲生地区を中心に産業集積が進んでいるほか、仙台港背後地には、仙台うみの杜水族館や大型商業施設などが立地し、活気をもたらしています。</p>

出典：「仙台市基本計画2021-2030（令和3年度～令和12年度）」（令和3年3月、仙台市）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・農山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン 鉄道沿線区域		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	市街地ゾーン 郊外区域		機能拠点 国際経済交流拠点 (仙台臨海圏周辺地区)		自転車専用道路
	市街地ゾーン 工業・流通・研究区域		機能拠点 国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		行政区・区界

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

図3-53 宮城野区の地域区分図

2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に「仙台市都市計画マスタープラン」を策定している。現在の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となっている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」を掲げ、この目標像を実現するために、今後取り組む5つの基本方針と19の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している（表3-122～123参照）。

また、都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針を定めており、都市空間を形成する土地利用の基本方針を「自然環境保全」、「集落・里山・田園」、「市街地」の3つのゾーンに区分して定めるとともに、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針を定めている。計画地は「集落・里山・田園ゾーン」に位置している。

表3-122 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本方針

【都市づくりの目標像】「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」 ～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～		
都市 づくりの 基本 方針	基本方針1： 魅力・活力のある都心の 再構築	方針1-1 多様な活動を創出する都市機能の集積促進 方針1-2 賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築 方針1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用 方針1-4 杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用 方針1-5 都心にふさわしい安全・安心な都市空間の形成
	基本方針2： 都市機能の集約と地域の 特色を生かしたまちづく り	方針2-1 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展 方針2-2 各拠点の機能強化 方針2-3 地域の特色を生かしたまちづくり 方針2-4 自然環境の保全・継承
	基本方針3： 質の高い公共交通を中心 とした交通体系の充実	方針3-1 質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実 方針3-2 多様な都市活動を支える交通政策の推進 方針3-3 新技術等を活用した交通システムの促進
	基本方針4： 杜の都の継承と安全・安 心な都市環境の充実	方針4-1 緑と潤いのある都市空間の形成と活用 方針4-2 良好な都市景観の形成 方針4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成 方針4-4 衛生的な都市環境の保全 方針4-5 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成
	基本方針5： 魅力を生み出す協働まち づくりの推進	方針5-1 地域主体の持続的なまちづくりの推進 方針5-2 多様な主体によるまちづくりの推進

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針～2021－2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-123(1) 「仙台市都市計画マスタープラン」の都市づくりに係る部門別の方針（1/2）

部門	ゾーン	基本的な考え方
土地利用	市街地ゾーン	<p>■都心 東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークアブルな都市空間の形成を推進します。</p> <p>■広域拠点 泉中央地区および長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。また、広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図ります。</p> <p>■機能拠点 仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。</p> <p>■都市軸 東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十字字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、交通便利性を生かした快適な居住環境の形成を推進します。</p> <p>■鉄道沿線 JR等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。</p> <p>■郊外居住区域 様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。</p> <p>■工業・流通・研究区域 工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。また、地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進めます。</p>
	集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持します。</p> <p>里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全します。交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。</p>
	自然環境保全ゾーン	<p>奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全します。</p>

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針～2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-123(2) 「仙台市都市計画マスタープラン」の都市づくりに係る部門別の方針（2/2）

部門	方針	施策の展開の方向
交通	質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実	①公共交通の利便性向上と暮らしを支える移動手段の確保 ②「かしこく移動」するライフスタイルの促進
	賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築	①都心の回遊性の向上に向けた交通環境づくり ②多様な活動を支える都心の交通環境づくり
	多様な都市活動を支える交通政策の推進	①経済・交流を支える交通環境の形成 ②安心・安全な交通環境の形成 ③新技術等の積極的な活用
緑・景観	みどり豊かな空間の形成と保全	①みどりと水による潤いある都市空間の形成 ②杜の都にふさわしい都心のみどりあふれる都市空間の形成と利活用
	公園・緑地・水辺の形成と保全	①公園の整備と利活用 ②緑地の保全 ③水辺の空間整備と利活用
	良好な都市景観の形成	①「杜の都」の風土を育む景観の形成 ②歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成 ③市民協働による景観づくり
防災・環境	災害に強い強靱な都市の構築	①都市施設などの防災・減災機能の強化 ②浸水対策の推進 ③建築物の防災・減災対策 ④宅地の防災・減災対策 ⑤啓発などによる防災・減災への備え
	安心して暮らせる都市の形成	①誰にでもやさしい都市 ②防犯に配慮した都市の構築 ③公共施設や都市施設などの設備と適切なマネジメント
	都市環境の保全	①衛生的な都市環境の維持 ②快適な生活環境の保全
	脱炭素社会の実現に向けた都市づくり	①環境負荷の小さい都市空間の形成 ②エネルギー効率の高いまちづくり
協働まちづくり	多様な主体によるまちづくりの推進	①地域主体のまちづくり活動 ②企業・大学などによるまちづくり活動 ③まちづくり活動を担う人材育成
	協働まちづくりへの支援	①まちづくり活動への支援 ②まちづくり情報の発信

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針～2021－2030」（令和3年3月、仙台市）

3) 杜の都環境プラン2021-2030

仙台市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン2021-2030」を令和3年3月に策定した。なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる令和7年度に中間評価を実施する予定である。

「杜の都環境プラン2021-2030」では、まず環境都市像（表3-124参照）・目指すまちのあり方や各地域の特徴等（表3-125及び図3-54参照）を描き、それらを実現するために、目標と施策（表3-126参照）をまとめている。

また、主体別の環境配慮行動の指針として、事業者には、事業活動のあらゆる場面で環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実践するよう、「事業者に期待される役割と行動の指針」（表3-127参照）を示しているほか、土地利用における環境配慮行動の指針として、計画地の位置する東部田園地域における指針（表3-128参照）を示している。

表3-124 環境都市像

環境都市像	杜の恵みを活かした、持続可能なまち （「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち）	
分野別の環境都市像	脱炭素都市づくり	活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまち
	自然共生都市づくり	豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち
	資源循環都市づくり	限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち
	快適環境都市づくり	健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、その魅力を体感できるまち
	行動する人づくり	全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切に、行動するまち

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

表3-125 目指すまちのあり方

目指すまちのあり方	「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します	持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。 環境配慮行動が、快適で豊かな暮らしや企業価値の向上、そしてまち全体の成長につながるという考え方が共有され、多様な主体が連携・協力しあうことにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。 また、こうした行動のあり方を「杜の都スタイル」として内外に発信します。
	「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します	本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源として捉え、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。
	「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します	本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格も向上させ、環境と成長の好循環が生まれ、続いていくまちを目指します。 また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都のブランド力の向上を図ります。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

〈各地域の主な特徴等〉



出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

図3-54 各地域の主な特徴等

表3-126 環境施策

1.脱炭素都市づくり	目標	<p>○<中期目標>令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）します。</p> <p>○<長期目標>令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型のまちの構造をつくる ・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ・環境にやさしい交通への転換を進める ・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ・気候変動によるリスクに備える
2.自然共生都市づくり	目標	<p>○みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます</p> <p>○生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サンバ）の生息環境を維持・向上させます</p> <p>○身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と多様な生きものを守る ・恵み豊かな里地里山を活性化させる ・グリーンインフラをまちづくりに活かす ・自然や生きものへの愛着をはぐくむ
3.資源循環都市づくり	目標	<p>○令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします</p> <p>○令和12年度（2030年度）におけるごみの最終処分量を4.6万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします</p> <p>○令和12年度（2030年度）における1人1日当たりの家庭ごみ排出量を400グラム以下（令和元年度（2019年度）比で14%以上削減）にします</p> <p>○令和12年度（2030年度）における家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下（令和元年度（2019年度）比で12.5ポイント以上引下げ）にします</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う行動を定着させる ・資源の有効利用を進める ・廃棄物の適正な処理体制を確保する
4.快適環境都市づくり	目標	<p>○大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）を達成します</p> <p>○市民の「環境に関する満足度」（8項目）について、全ての項目における満足度を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適な生活環境を保全する ・開発事業等における自主的な取り組みを促進する ・開発事業等における自主的な取り組みを促進する
5. 行動する人づくり	目標	<p>○日常生活における市民の環境配慮行動（25項目）について、全ての項目における実践割合を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい行動の輪を広げる ・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

表3-127 事業者に期待される役割と行動の指針

役割	<p>地域や消費者、取引先等に対する社会的責任を果たすとともに、環境への取り組みがコスト削減や企業価値の向上につながることを認識し、事業活動のあらゆる場面で、環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実践します。環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報等については、積極的に公表することが期待されます。</p> <p>また、他の事業者や市民団体、行政等との連携を深め、良好な環境づくりに努めます。</p>	
行動の指針	事業所内	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する。 ○クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」を図るなど、従業員の省エネ意識を高める。 ○デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める。 ○ICTを活用し、会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進める。
	事業所の建設時など	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業を実施する場合は、立地選定の段階から環境への影響の回避・低減を図り、周辺環境への影響を可能な限り小さくするなど、良好な環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討する。 ○建築物の新築・改築時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、屋上・壁面の緑化、木材等の再生可能な資源の活用等により、ZEBやグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物とする。 ○エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により、効率的な運用に努める。 ○RE100の取り組みなど、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高める。 ○電気自動車等の次世代自動車を導入するとともに、カーシェアを利用するなど車両台数の削減に努める。 ○生物多様性等に配慮し、敷地内の質の高い緑化に努めるとともに、緑地の適切な維持管理を行う。
	交通利用時や運送・配送時	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークやウェブ会議を活用するとともに、移動の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。 ○自動車を運転する際は、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量の削減に努める。 ○原料輸送や商品配送において、複数企業によるトラック等の共同利用やモーダルシフトを推進するとともに、繰り返し利用できるパレットや輸送ケース等を利用する。
	商品・サービスの製造・販売時など	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガスの排出が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供する。 ○原材料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する。また、地産地消を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品等を使用する。 ○在庫数量の適正化や管理の徹底により、原材料や商品のロス削減する。 ○環境ラベルやカーボンフットプリント等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への環境情報の提供に努める。 ○様々な状況下においても社会全体で環境への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めるとともに、環境を重視した金融商品やサービスの提供等を行う。
	環境の視点を取り入れた経営など	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動による環境への影響や、環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図る。 ○「温室効果ガス削減アクションプログラム」への参加等を通じて、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進する。 ○環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コミュニケーションを推進する。 ○他の事業者との取引等においても、環境に配慮した事業者を優先するなど、取引先等の関係者を含めた事業活動全体での環境への取り組みを推進する。 ○環境に関する保全活動や講座、イベントへ積極的に参加するなど、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

表3-128 東部田園地域における環境配慮の指針

<p>基本的な考え方</p>	<p>本地域は、水田等のまとまった農地が広く分布しており、食料生産の場として本市の食を支えるとともに、居久根等の地域に根差した原風景が形成されています。水田等の農地は、独自の生態系を構成しており、生物多様性の保全の観点からも重要です。また、雨水の貯留による洪水調節機能や水田からの蒸発散による気温上昇の緩和機能等を備えるなど、多様な機能を有しています。このような環境面における水田等の価値を再認識し、農地としての利用を推進するとともに、都市的な土地利用への転換にあたっては慎重な対応が求められます。</p>
<p>環境配慮の指針</p>	<p>○食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や洪水防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、周辺環境との調和や水田環境に生育・生息する動植物の保全を図るなど、環境への影響を最小限とするよう努める。</p> <p>○農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。</p> <p>○自然観察や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める。</p> <p>○きれいな空気や水、静穏な音環境等の良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。</p>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2021-2030)」(令和3年3月、仙台市)

4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めなければならないと規定していることから、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「仙台市みどりの基本計画」を策定した。伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、令和3年6月には「仙台市みどりの基本計画2021-2030」を策定している。

「仙台市みどりの基本計画」では、基本理念を『百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～』とし、基本理念を実現するため、表3-129に示す、みどりが有する機能に着目した5つの基本方針とそれらに対応する重点的な取り組み(百年の杜づくりプロジェクト)を設定している。

また、都市緑地法において基本計画に定めることとしている緑化重点地区として、仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」、平成27年12月に「卸町」、令和2年3月に「泉中央」を指定し、緑化の推進を図っている。

計画地は、これらの緑化重点地区に該当していない。

表3-129 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点的な取り組み

基本方針	重点的な取り組み(百年の杜づくりプロジェクト)
<p>みどりと共生するまち 自然環境保全・防災減災などに関するみどりの方針</p>	<p>みどりによる雨水対策の推進 生態系を育むみどりの保全・創出</p>
<p>みどりで選ばれるまち 活力・経済などに関するみどりの方針</p>	<p>都心部の活力・にぎわいの創出 都心部の建築物等における質の高い緑化の創出</p>
<p>みどりを誇りとするまち 歴史文化・景観などに関するみどりの方針</p>	<p>街路樹による風格ある景観づくり 仙台ならではのみどりの活用</p>
<p>みどりとともに人が育つまち 子育て・教育・コミュニティ・健康増進などに関するみどりの方針</p>	<p>子どもの遊び・学び環境の充実 みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進</p>
<p>みどりを大切にすまち みどりの維持管理・普及啓発などに関する方針</p>	<p>施設マネジメントの推進 みどりの魅力・情報発信の強化</p>

出典：「仙台市みどりの基本計画2021-2030」(令和3年6月、仙台市)

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、令和2年度で計画期間の満了を迎えることから、令和元年7月に市長から仙台市環境審議会に対して計画の改定について諮問し、同審議会および「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会における審議等を経て、令和3年3月に計画を改定した。計画の概要は、表3-130に示すとおりである。

表3-130 仙台市地球温暖化対策推進計画2021-2030の概要

温室効果ガスの削減目標	令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）します
緩和策	1. 脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める ・脱炭素型の都市骨格の形成 ・自然の働きを活かしたまちづくり
	2. 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する ・エネルギーの地産地消の推進 ・脱炭素型の建築物等の普及促進
	3. 環境にやさしい交通への転換を進める ・エネルギー効率の高い交通体系の活用 ・環境にやさしい交通手段の利用促進
	4. 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める ・ごみの減量や資源の有効利用 ・廃棄物処理における環境負荷の低減
	5. 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す ・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着 ・脱炭素に向けた行動を誘導する仕組みづくり
	6. 地域経済と環境の好循環を生み出す ・環境価値の創出 ・脱炭素技術・産業の育成支援
適応策	1. 気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する 2. 自然災害による被害を最小限に抑える 3. 健康に与える影響を把握し軽減する 4. 事業活動・生活環境におけるリスクに備える

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）